

平成26年5月2日

日本臨床心理士養成大学院協議会
会 員 校 各 位

日本臨床心理士養成大学院協議会
国家資格検討委員会

資格問題につきまして

本年3月～4月にかけて、心理職の資格法制化を巡る動きが活発化してきています。現在は、「公認心理師法案要綱骨子（案）」が検討されています。本協議会は、資格法制化と臨床心理士を養成する大学院教育課程が整合性をもつように、国家資格検討委員会を中心に文部科学省や関係議員、団体と相談を行って参りました。また、4月27日の理事会では本件について長時間の議論がなされ、その後、臨床心理士関連4団体会合にて本協議会の立場を伝えています。法案要綱骨子（案）に対する本協議会の主たる見解は、主に次の3点です。これは、文部科学省にも4月21日付で提出しています。

1. 義務：医師の指示

- ・指示である以上、全責任が医師にかかってくるので、そのような指示を医師が他機関の心理師に出すという規定は現実的ではない。また、身体疾患に伴う心理相談でも医師の指示が必要になる等により、国民が心理相談を利用することを著しく阻害し、国民の益に反する。
- ・心理師の専門的な独自性を無視しており、チーム医療の精神に反する。

2. 受験資格

- ・大学及び大学院を卒業した者で、その課程で心理学等の科目を修めた者との規定では、課程の専門性が担保されず、本資格に特に重要とされる専門教育と人間教育が不十分になる。
- ・大学を卒業して資格を得ていない者が、年余にわたって現場で対象者に援助を行う業務に従事することを前提にした法律は問題である。

3. 定義：業務内容

- ・二の④から、心理療法等の心理相談業務を行っていない者も資格取得者となり得るので、国民の期待に反し混乱が生じる。
- ・心理師の専門的業務が明確になっていないので、国家資格としての要件を満たしていない。

以上の点について、その後の案において、大学院に関しては「課程修了」であること、また、二の④の規定は付随的な業務内容であることが分かるように明記されました。

本協議会は今後も、臨床心理士養成のための大学院教育課程をたいせつにするよう、資格法制化の流れのなかで働きかけていきます。

註：この文書はその後、5月18日の臨時理事会でも承認されました。